

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公表番号】特表2010-521354(P2010-521354A)

【公表日】平成22年6月24日(2010.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-025

【出願番号】特願2009-553211(P2009-553211)

【国際特許分類】

B 60 N 2/00 (2006.01)

【F I】

B 60 N 2/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年4月11日(2011.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両内で成人の運転手および二人の成人の乗客が着席可能なコンパクトな座席装置であって、

前記座席装置は、実質的に横方向に整列された2つの後方乗客用シートと実質的に中央にかつ前記乗客用シートの前方に配置された運転手用シートとを具備してなる少なくとも3つのシートを有しており、

前記運転手用シートは横方向において前記後方乗客用シートのそれぞれの一部にオーバーラップするよう延在しており、

前記オーバーラップは、使用時に二人の成人の乗客が各前記後方乗客用シートに着席した状態で前記運転手用シートが、横方向において、その形状によって後方の各乗客の中央側の脚の一部にオーバーラップするよう延在する広がりをなし、それによって、前記運転手用シートのセンターラインと前記乗客用シートのそれぞれのセンターラインとの間の空間が低減でき、所定のサイズの乗客の中央側の肩同士が、前記運転手用シートが乗客の中央側の脚と横方向にオーバーラップさせられるように形状付けられていない場合に比べて、互いに対しても近接して位置させられるようになっていることを特徴とするコンパクトな座席装置。

【請求項2】

各シートは、その上に使用者が座るシートベースと、使用者の背中を支持するためのシートバックとを具備してなり、かつスペースまたは切欠きが、乗客の脚の一部を収容するよう、前記運転手用シートの前記シートベースの各側部および/または前記シートバックの各側部に設けられていることを特徴とする請求項1に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項3】

前記シートのそれぞれが、相対的にアップライトポジションで乗員を座らせるよう構成されており、前記シートバックは、30度以下の角度で垂直方向に対して傾斜していることを特徴とする請求項2に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項4】

前記シートのそれぞれが、相対的にアップライトポジションで乗員を座らせるよう構成されており、前記シートバックは、25度以下の角度で垂直方向に対して傾斜していることを特徴とする請求項3に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 5】

実質的に水平なフロアが、前記運転手用シートの両側において、かつ前記乗客用シートのすぐ前方に設けられており、（使用時に乗員を支持する）各シートベースの上面は、前記フロアの平面の上方に 400 mm から 500 mm (D3) で離間されていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 4 のいずれか一項に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 6】

前記シートのそれぞれが一般的な成人によって使用されるとき、乗客の中央寄りにある肩が、一般的な成人の肩の幅 S 未満の距離によって互いから離間されるように、各乗客用シートのセンターラインが、一般的な成人の肩の幅 S よりも小さい距離 D1 によって、前記運転手用シートのセンターラインから横方向に離間されていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 5 のいずれか一項に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 7】

前記距離 D1 が、250 mm ~ 400 mm の範囲内にあることを特徴とする請求項 6 に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 8】

前記距離 D1 が、275 mm ~ 380 mm の範囲内にあることを特徴とする請求項 7 に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 9】

前記スペースまたは切欠きは、前記シートベースおよび／または前記シートバックの各側部内に、少なくとも 50 mm、横方向に延在していることを特徴とする請求項 2 ないし請求項 2 を引用する請求項のいずれか一項に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 10】

前記スペースまたは切欠きは、前記シートベースおよび／または前記シートバックの各側部内に、少なくとも 100 mm、横方向に延在していることを特徴とする請求項 9 ないし請求項 9 を引用する請求項のいずれか一項に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 11】

前記運転手用シートの各側部においてかつ前記乗客用シートのそれぞれの前方においてフロアスペースを具備してなり、前記装置は、成人乗客が、乗り降りする際に、前記フロアスペースの上に、直立的にあるいは実質的に直立的に立つことができるようになっていることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 10 のいずれか一項に記載のコンパクトな座席装置。

【請求項 12】

請求項 1 ないし請求項 11 のいずれか一項に記載のコンパクトな座席装置を含むことを特徴とする車両。

【請求項 13】

1.25 m ~ 1.4 m の全キャビン幅と、2.3 m 以下の全長とを有することを特徴とする請求項 12 に記載の車両。

【請求項 14】

成人が、前記側部から前記キャビンの中へ入ること、ならびに前記フロアスペース上で直立的にまたは実質的に直立的に立つことができるよう、前記座席装置は、キャビン内に収容されており、前記キャビンの一方の側部の少なくとも一部と前記キャビンのルーフの少なくとも一部とが、開放ポジションへと移動可能となっていることを特徴とする、請求項 11 を引用する請求項 12 または請求項 13 に記載の車両。

【請求項 15】

前記キャビンの一方の側部の少なくとも一部と、前記キャビンのルーフの少なくとも一部とは、著しく大きな角度まで車両の横方向寸法を越えて広がることなく、上方または長手方向に開放されるよう構成されていることを特徴とする請求項 14 に記載の車両。